

# 羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和8年3月12日（木曜日）午前 9時30分 開 議

## 第 1 開 議

## 第 2 審査事項

- 1) 議案第 8号 令和8年度羽生市下水道事業会計予算
- 2) 議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、都市民生委員会所管分
- 3) 議案第13号 令和7年度度羽生市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 4) 議案第14号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第3号）
- 5) 議案第15号 令和7年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6) 議案第16号 羽生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を求める条例
- 7) 議案第20号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第21号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例

## 第 3 閉 会

### 出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

### 欠席委員（なし）

### 説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	稲 田 信 一	こども家庭課長
鈴 木 尚 美	児童保育課長	佐 藤 友美代	高齢介護課長

島田久嗣	こども家庭係長	高田利泰	児童保育係長
小野塚 祐	介護保険係長		
山木章文	まちづくり部長	横山 恵一	まちづくり 政策課長
秋山英樹	まちづくり 政策課参事	横田徳司	建設課長
落合博明	企業誘致 推進課長	小林弘典	下水道課長
田口真也	水道課長	根岸大介	都市計画係長
黒澤光明	課長補佐兼 道路街路係長	島田健史	企業誘致係長
間下千安紀	管理係長	天間康裕	公務係長
大塚 恵一	課長補佐兼 営業係長		
山崎武則	消防長	平井正一	予防課長
川澄昭博	課長補佐兼 予防保安係長		

事務局職員出席者

岡田光弘	総務課長
------	------

午前 9時30分 開 議

○中島直樹委員長 定時になりました。

ただいまより会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第21号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

予防課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

予防課長。

○平井正一予防課長 おはようございます。予防課長の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。予防課課長補佐の川澄でございます。

○川澄昭博課長補佐兼予防保安係長 川澄でございます。よろしくお願いいたします。

○平井正一予防課長 それでは、恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

改めまして、議案第21号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由について申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示の改正に伴い、羽生市火災予防条例において所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容は、サウナ設備に関する規定の見直しと住宅における火災の予防の推進に関する見直しの2点でございます。

まず、サウナ設備についてご説明申し上げます。

近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等に常設されるものとは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加しております。これら従来のサウナ設備とは特性が異なるため、新たに簡易サウナ設備として定義し、規制の対象とするものでございます。

具体的な改正内容を、改正案文に沿ってご説明申し上げます。

2 ページ目の中ほどをご覧ください。

第7条の2の見出しを一般サウナ設備に改め、従来のサウナ設備をこれに整備した上で、第7条の3へ繰下げます。

続いて、1 ページの中ほどをご覧ください。

今回、新たに第7条の2として、簡易サウナ設備の規定を新設いたします。内容を要約いたしますと、屋外等に設けるテント型、またはバレル型サウナのうち、定格出力が6キロワット以下で、薪、または電気を熱源とするものを対象とし、火災予防上の安全距離の確保を義務づけます。

ページを送ります。

上段をご覧ください。

安全対策といたしましては、異常過熱時に熱源を遮断する装置の設置を求めます。ただし、薪を熱源とする場合は、消火器を直ちに使用できる場所に設置することで、これに代えることができるものといたします。

続いて、第7条の2第1項第2号において、従前の第3条及び第5条第1項の規定を準用することとしております。

ページを送ります。

上段よりやや下をご覧ください。

第44条の改正により、これら簡易サウナ設備を設置する際は、個人の住居に設ける場合を除き、あらかじめ消防長への届出が必要となります。

次に、住宅における火災の予防の推進についてご説明申し上げます。

画面を変えます。

下方をご覧ください。

近年の大規模地震では、電気に起因する火災が多く発生しております。この対策として有効な、一定の震度を感知し、自動的にブレーカーを落とし電気を遮断する感震ブレーカーの普及を図るため、第29条の7において、住宅用火災警報器と並んで感震ブレーカーの設置に努める旨を新たに加えるものでございます。

最後に、施行期日については、令和8年3月31日でございます。

以上で、議案第21号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○中島直樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 条例改正がありますよね。

これに伴ってサウナ設備で何か過去に事件があったのか。いわゆる、間違いがあったのかということの確認なんですけれども、ちょっとその辺を教えていただければ。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 市内のサウナ設備に関して、事故等は過去に発生してございません。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 していないのに、一応、予防のためにやるわけなんですか、そうしますと。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 今回の改正につきましては、先ほど説明で申し上げたんですけれども、従来のサウナ設備とは異なりまして、近年のアウトドアブームとかで、屋外で設置されるサウナ設備が全国的に増えております。

それを、従来のサウナ設備とは異なる設備として新たに規制するものですのでございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今ちょうど出ているんですけれども、この条例は、令和8年3月31日から施行するということになっているんですけれども、4月1日って、結構一般的に多いのかなと思うんですが、3月31日ってどういう意図があるのか、お伺いします。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 この件につきましては、私たちも埼玉県を通じて総務省消防庁に確認いたしましたところ、年度内の施行というところで回答をいただいているところでございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 なぜ年度内というのは。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 そこまでちょっと詳細にはご説明いただけなかったんで。

○中島直樹委員長 区切り上、やっぱり31日と4月1日って全然違うから、何か変な感じですね。独り言です。

ほかにございますか。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

何点か教えてください。

この条例案で変わるところというのは、新設の施設だけであって、従来、例えば3月31日までに、もう既にあるものに対しては適用外になるのか。だから、従来のものもそれに合わせて改良してくださいという条例になるのか、3月31日から新設するものに対してだけなのかというところ、1点お願いします。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 川田委員のご質問で、これまで設置されたものについては従来どおりの規制で、これから新たに新設するものに対して規制するものでございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました、ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、これ出てきたときに私は、いつだっけ、最近ありましたよね。サウナの中で出られなくなっちゃった事件というのが東京であったかと思うんですけれども、それに対応してなのかなと思ったんですけれども、ちょっとお話を伺うと、そうじゃなさげな感じもするんですが、例えば扉を、がちゃがちゃって扉じゃなくて、押戸じゃなくちゃ駄目ですよとか、そういう規制とかというのはこれには入っていないんですよね。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 川田委員のご質問ですけれども、今回の改正案は、昨年の東京赤坂で発生した事故の発生を受けて、急遽、策定されたものではございません。

もともと、簡易型、簡易サウナ設備に対しての普及を受けて、事故発生前より、安全基準について検討が進められたものでございますので、事故を受けて規制されたというものではございません。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

せっかく出してくるんだから、羽生独自でそこを入れてもよかったのかなと私なんか思うんですけれども、これの条項の一つに、サウナの出入口の扉は施錠できない扉にしなきゃならないみたいな一文入れてもらおうと、そういう事故がまた減ってよかったのか

なと思うんですけれども、今後そういう対応というのは取っていく感じがあるのか。

○中島直樹委員長 予防課長。

○平井正一予防課長 羽生市火災予防条例の改正につきましては、火災予防条例（例）に従って、それに準じて改正するものでございますので、その辺の動きを見ながら、もし必要があれば今後検討してまいりたいかなと考えております。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時45分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第16号 羽生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。

同席しております職員を紹介いたします。児童保育係長の高田です。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第16号 羽生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案第16号 羽生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をご覧ください。

この条例は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付として子ども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月から給付化されることにより、内閣府令として、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が制定されました。

これは、通園支援事業を実施する事業者が給付を受けるために、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準となる条例を市町村が定める際の基準となるものです。

また、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項で、市町村は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めなければならないとされていることから新規に制定をするものです。

なお、この条例の内容については、国の基準に従うべきもの、国の基準を参酌すべきもの、全て国の基準のとおり規定をしております。

以上、議案第16号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑の方はどうぞ。

昆委員。

○昆 佳子委員 職員の質の向上ということで、第20条の3に、研修の実施を行うということも書いてあるんですけども、現時点で、この研修の実施計画とかはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 研修については、県や国が来年度に行う予定がございますので、そちらを活用しながら研修を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 これから研修の計画は立てるといふことでよろしいでしょうか。

その国からの指示が来てといふことですね。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今回、いわせ保育所でこちらの事業を開始する予定としておりますが、全て保育士が行いますので、既に研修のほうは受けて、資質としては備わっている方がこちらの事業を担います。事業者が実施する場合、県や国等の研修の機会を活用しながら、研修計画を立案、実施してまいります。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 虐待の防止といふことで、24条虐待等の禁止といふことであるんですけども、今現在といふか、虐待防止策をお考えになっているものがあれば教えていただければと思います。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今年度、保育所等の職員による虐待の通報制度が施行されております。こちらの24条では、その児童福祉法の33条の10各項の部分にあるとおり、保育所等の職員による虐待の関係の通報を定めたものとなっております。

虐待防止の観点としましては、職員にはセルフチェックシートで、自分の行なっている保育が、虐待の行為につながるようなものかどうかといふところをセルフチェックシートで確認をするようにしております。また、職員会議でも、議題に挙げて情報共有を行なっております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第13号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第3号）別冊5を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。お願いします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

同席する職員を紹介いたします。介護保険係長の小野塚です。

○小野塚祐介護保険係長 小野塚です。よろしくお願いたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第13号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計予算書及び説明書の25ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、介護保険給付費及び地域支援事業費が当初の見込みより増大し、不足が生じる見込みであることから、5,890万円を増額補正するものです。

29ページに移ります。

不足となるものは2点ございます。

なお、不足額の算出方法については、12月末までの支出額を基に年度末までの支出見込額を算出し、当初予算額と比較した差額を不足額として補正予算要求しております。

1点目は、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等給付費の18節居宅介護サービス給付費でございます。

在宅での生活を希望される方が増加している影響により、特に訪問系サービスの利用が増加傾向にあります。これにより、年度末までにおよそ5,200万円の不足が生じると見込まれることから補正するものです。

続いて、2点目は、第5款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費の18節介護予防・生活支援サービス事業負担金でございます。

先ほどの1点目の説明と同様になりますが、在宅での生活を希望される方の増加により、要支援1、2の方が利用する訪問サービスや通所サービス等の利用が増加傾向にあります。これにより、年度末までにおよそ690万円の不足が生じると見込まれることから補正するものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。

28ページに移ります。

第2款国庫支出金は、事業費に対する国の法定負担分で、1,178万円の補正増になります。

第3款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金を通して市へ交付される40歳から64歳までの方の保険料の法定負担分で、1,590万3,000円です。

第4款県支出金は、事業費に対する県の法定負担分で、736万2,000円です。

第6款繰入金は、市の一般会計から繰り出す市の法定負担分で、736万2,000円です。

最後に、第7款繰越金1,649万3,000円は、65歳以上の方の保険料分などについて前年度繰越金を充当するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

介護の関係なのであれなんですけれども、在宅を希望する方が増えているというようなお話がありましたけれども、私の肌感だと、在宅希望しているというよりは、入れな

い方が増えているのかなと、介護施設に。

もし、分かればで結構なんですけれども、在宅を希望している人が増えたと思われる数を、例えば、介護施設で介護できれば、もっとこの補正予算額というのは安くなったんでしょうかね。要は、在宅が増えたんで、増えているんだけど、介護が必要な方というのは増えているのは間違いないと思うんですけども、在宅と施設で見ていただくというので、どちらのほうがかかるとかというのを教えてもらえればと思うんですけども。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まず、コストの面で申し上げれば、施設入所のほうがはるかにコストはかかります。

その上で、国が在宅で生活できるように、地域の医療や介護や我々行政も含めて体制を整えていきたいと思いますというような地域包括ケアシステムといったものを推し進めているところもございまして、その中で、今回、以前は施設入所者の希望が多いところはございましたが、在宅を希望する方が増えてきたということは、私どもの立場としては、施策が進んでいるのかなという肌感がございます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

という話ですと、在宅希望の方が増えている現状で、これだけの補正額、補正予算が今回これだけありますけれども、在宅が増えたから、補正額がこれに収まっているんだという理解でよろしいですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 おっしゃるとおりで、本当に市民がどういった、高齢者がどのような選択をするかによって、そこに係る費用というのは異なってくると思います。

今回、こういった形で補正予算を上程することにはなりましたが、繰り返しにはなりますが、在宅での生活を支援していきたいという思いは、変わらず今後も続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 この年度内で、後半のほうに急に伸びてきたんでしょうかね。

それとも、もうちょっとあれですかね、年度当初から結構多くて、なだらかには伸びがあったのかというところなんでしょうか。

1 2月補正でなく3月補正のタイミングになったというのは、年度の後半のほうに急に伸び始めたのかなと思うんですけども、その辺はどんな状況なんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 毎年度、こういった形で不足が生じた場合は3月補正で上程しておるのですが、理由がございまして、3月補正で上程するためには、先ほどの説明でも触れましたが、1 2月末までの支出額を基に計算をしております。

ぎりぎりまで状況を見定めて、必要な不足額を計算した上で上程するという事情がございまして、1 2月補正で提出するよりは、このタイミングなのかなと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）、別冊5のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

高齢介護課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて、高齢介護課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課です。引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、高齢介護課所管部分についてご説明いたします。

参考資料3、補正予算の概要の22ページをご覧ください。

繰越明許費、公的介護施設整備助成事業773万円でございます。

これは、国の補助金を活用し、市内の介護サービス事業所が非常用自家発電装置を設置する費用を助成するものです。補助金の内示が3月予定とされており、年度内の整備完了が困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

なお、補助率は10分の10でございます。

また、当補助金の内示でございますが、つい先日、正式に届きましたことを申し添えさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールですが、機器の納品の都合上、今年の夏頃に整備される見込みでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 既に荷物は届いていると、そういう場合には、決算上、未払金とか未収金とか、そういう中で令和7年度の決算をしているというのが一般的なんですけど、繰越明許費という次年度に繰り越しちゃうというのが私の頭でもよく分からないんで、もう少し説明してもらえますか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 説明が不足して申し訳ございません。

こちらの国の補助金ですが、令和7年度の2次募集でございまして、1次募集の際に提出いたしました不採択となった事業所のものになります。2次募集が1月末の提出ということで、再度チャレンジして、3月に内示になるという見込みで進めておりました。

したがいまして、先ほど説明でも触れさせていただきましたが、国の補助金の内示が3月の予定ということで、どの時期になるかも分からない中でしたので、当然設置に関しては年度をまたぐだろうということで、このたびの繰越明許費の設定となった次第です。

以上でございます。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 補助金の内示が出ていて、物が届いてということですので、内示ということから繰越しということになるわけですね。正式決定ではないと、こういうことなんですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 こちらの議案を提出したときには、まだ内示はいただいておりませんで、つい今週ですね、内示を頂戴した次第です。

したがいまして、まだ、納品はされておられません、今後になります。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第11号、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。お願いします。

こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いたします。

本日同席する職員は、こども家庭係長の島田でございます。

○**島田久嗣**こども家庭係長 よろしくお願いたします。

○**稲田信一**こども家庭課長 それでは、着座にて説明申し上げます。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、こども家庭課所管分について説明申し上げます。

別冊5、令和7年度羽生市一般会計補正予算書の18ページをご覧ください。

子ども医療助成費等関係経費、19節扶助費、未熟児養育医療助成費600万円について説明申し上げます。

未熟児等で出生した乳児の入院中の医療費自己負担分を給付する未熟児養育医療助成費について、当初の見込額より医療費が増加しており予算不足が見込まれるため、今回、増額補正をするものになります。財源としましては、国及び県の未熟児養育医療費等負担金がございます。

簡単ではありますが説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○**中島直樹**委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

丑久保委員。

○**丑久保恒行**委員 何名ぐらいが対象なんですか。

○**中島直樹**委員長 こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 令和7年度の対象のお子さんとしては16人いらっしゃいます。

ただ、この16人の方ですけれども、対象となるのが生まれて1歳になるまで、入院中の医療費が対象になりますので、実際に支給になっている方はその月によってばらつきがあります。現在は、1月の支給の段階で3名の方で、2月の支払いでは2名の方が対象となっております。

以上です。

○**中島直樹**委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○**川田真也**委員 今の丑久保委員の質問とかぶってしまうかもしれないんですけども、

未熟児で生まれてきているお子さんというのは、増加傾向なのかどうかというのは分かりますでしょうか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 あくまで、未熟児養育医療の対象になっているお子さんというくくりでの回答になるんですけれども、先ほど申しあげました令和7年度対象のお子さんが今の時点で16人、令和6年度の実績としましては16人で、令和5年度が12人ということでしたので、大体20人弱で推移はしております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

せっかく生まれてきていただいた子どもたちなので、手を差し伸べてあげて、守ってあげなくちゃいけない子どもたちというのは、やはり我々が全力で守らなくちゃいけないと私も思うんで、私、もっと出してもいいんじゃないかとか思うんですけれども、いろいろあるでしょうからね、あれなんですけれども、今お話の中では、未熟児でこの世に生を受けて、入院中の治療費は見ますよということなんですけれども、退院してからも、例えば1歳超えても、まだまだ同じ年の子どもたちとは、体力ですとかやっぱり違いが出てくるので、そういうサポートもできるようにしてあげたいと思いますので、そういった予定ですとか考えというのはありますでしょうか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 未熟児養育医療制度につきましては、入院中のお子さんで1歳未満が対象になっているんですけれども、羽生市におきましては、18歳に達するまでは、子どもの病院でかかる医療費は、市及び県のほうで負担をしているこども医療費制度がございますので、退院後は、そちらの医療制度で対応ができていますので、医療費の負担は、保護者の方にはかからないような形には、あくまで保険適用の範囲内という限定はありますけれども、そのような制度で対応ができております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

保険適用の範囲内ではそうかと思えますけれども、万が一、保険適用外のそういう未熟児の子どもたちが治療をする場合なんかも、今後、見ていければなと思いますので、これは独り言なので、そういう意見を持っているということでお願ひします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第11号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。お願いいたします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介いたします。児童保育係長の高田でございます。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保健課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費について、令和7年度羽生市一般会計補正予算18ページをご覧ください。

第2目児童措置費、中ほどにあります保育所措置関係経費事業、12節委託料、児童運営費委託料3,400万円について、この委託料は、国の示す公定価格を基礎とした単価を用いて、保育所等に入所している児童数に応じて民間保育所等に支払うものでございます。

令和7年人事院勧告の上昇に対する対応として、公定価格の改定率5.3%の引上げがありました。その引き上げられた単価に基づき、4月まで遡って精算となる見込み分を合わせまして、令和7年度児童運営費委託料支出見込額を13億600万円と見直しいたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時21分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第11号について、企業誘致推進課所管部分について、企業誘致推進課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業誘致推進課長の落合でございます。

同席職員は企業誘致係長の島田でございます。

○島田健史企業誘致係長 島田です。よろしくお願ひします。

○落合博明企業誘致推進課長 では、着座で失礼いたします。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算のうち企業誘致推進課所管部分についてご説明いたします。

資料でございますけれども、別冊5、令和7年度羽生市一般会計補正予算説明書19ページ、一番上となります。

第8款土木費、第3項都市計画費、第1目都市計画総務費、企業誘致推進事業、第18節負担金補助及び交付金、公共的事業投資奨励金2,881万7,000円でございます。

次に、補正予算の概要でございます。

資料移ります。18ページになります。

まず概要でございます。羽生市企業立地促進条例第8条に基づき、適用区域内にある北袋地区内で新たに工場などを立地し、併せて必要な道路整備を行なった企業1社に対しまして、奨励措置として公共的事業投資奨励金2,881万7,000円を交付するものでございます。

奨励金の内訳です。市道9032号線の道路整備工事費2,134万円と土地取得費747万7,000円となります。

道路工事の施工内容につきましては、現道2.6メートルの道路を6.6メートルの両側側溝の道路へ拡幅整理をしたもので、施工延長につきましては約160メートルでございます。道路整備完了後、市に帰属された道路用地の面積は約640平方メートルとなります。

次に、算出根拠でございます。羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱の規定に基づき算出をしております。土地取得費につきましては、実際に買収した金額と固定資産税の近傍宅地評価額から算出した金額を比較し、少ない金額を採用しております。また道路工事相当額につきましては、実際にかかった工事費と埼玉県土木工事標準積算基準書により積算した金額を比較し、少ない金額を採用しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

同じく、議案第11号について、まちづくり政策課所管部分について、まちづくり政策課長に説明を求めます。よろしくお願いたします。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 まちづくり政策課長の横山です。よろしくお願いたします。

本日同席いたしますのは、参事の秋山と都市計画係長の根岸です。

○秋山英樹まちづくり政策課参事 秋山です。よろしくお願いたします。

○根岸大介都市計画係長 根岸です。よろしくお願ひします。

○横山恵一まちづくり政策課長 着座にて説明いたします。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、まちづくり政策課が所管する部分についてご説明いたします。

別冊5、羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の19ページになります。

第8款土木費、第3項都市計画費、第2目土地区画整理費の土地区画整理一般経費です。

岩瀬土地区画整理事業は、岩瀬土地区画整理組合が施行する事業です。市は、組合に対する活動支援事業として道路整備や物件移転補償等の事業費について財政的支援を行なっております。

第18節負担金補助及び交付金の岩瀬土地区画整理組合補助金に対しては一部国の補助金が交付されますが、国庫補助対象事業費を7,200万円として要望しましたところ、交付決定額は4,741万8,000円にとどまりました。このため、交付決定額を超えた分の2,458万2,000円を減額補正するものです。

また、歳入につきましては、特定財源である社会資本整備総合交付金は交付率2分1ですので、歳出の補正額の2分1となる1,229万1,000円を、岩瀬土地区画整理組合活動支援事業債は1,100万円を、それぞれ減額するものです。

15ページとなりますが、補助対象事業のうち道路舗装工事予定区域内の電柱の移設と物件移転補償の対象物件の移転が、それぞれ大幅に期間を要しまして、今年度中に完了しないこととなりましたため、補正後の予算4,741万8,000円のうち2,100万円を次年度に繰り越すものです。

今後も、国の補助金制度を最大限有効に活用して事業を進めてまいります。

以上でまちづくり政策課所管分の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議場でも、上げたものが100%にならないということもありますよということだったんですけども、大体どれぐらいになるのが多いのかとか、見込みというのは大体、100%にならないにしても何%ぐらいを大体見込んで進めているのか、その辺というのは何かあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 毎年、国の予算の規模によりまして、交付決定率は変わるのでありますが、今年度は66%程度でした。

その前、令和6年度は41%、その前の令和5年度は83%ということで、毎年ばらつきがあるんですけども、感覚として5割から6割ぐらいというふうに感じております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

同じく、議案第11号についての審査です。建設課所管部分の第2条繰越明許費の補正について、建設課長に説明を求めます。お願いします。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。課長補佐兼道路街路係長の黒澤でございます。

○黒澤光明課長補佐兼道路街路係長 黒澤です。どうぞよろしく願いいたします。

○横田徳司建設課長 着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書、議案第

10号から議案第13号の15ページをご覧いただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正の追加分、一番下の第8款土木費、第2項道路橋りょう費、道路新設改良事業1億4,716万8,000円が建設課所管となります。

補正予算の概要の24ページをご覧いただきたいと思います。

道路新設改良事業の1億4,716万8,000円は、施行期間が令和8年度に係るものを繰越明許費として上程させていただいております。

右側記載の内容の4項目についてご説明します。

1項目め、用地測量設計等委託料1,265万円は、橋りょう定期点検業務です。

2項目め、道路新設改良等工事請負費1億3,080万円は、弁天橋架替工事及び通称井泉中央道路の道路改良工事の計2件です。

3項目め、物件移転等補償金295万8,000円は、支障電柱の移設が3件及び須影小学校の南付近で埼玉県と共同で事業に当たっている用地取得に係る物件移転補償金1件です。

4項目め、土地購入費76万円は、同じく須影小学校の南付近で埼玉県と共同で事業に当たっている用地取得に係る土地購入費1件です。

いずれも関係機関との協議、調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰越手続をするものでございます。

資料、議案第11号関係、令和7年度3月補正予算繰越明許費をご覧ください。

繰越理由等詳細につきましては、こちらの表でご確認いただきたいと思います。

また、資料、議案第11号 令和7年度一般会計補正予算繰越明許費、道路新設改良事業箇所図に位置を示したので、併せてご確認ください。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時51分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第14号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第3号）、別冊6を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

水道課長。

○田口真也水道課長 水道課長の田口でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

説明に先立ちまして、同席する職員を紹介させていただきます。課長補佐兼営業係長の大家でございます。

○大家恵一課長補佐兼営業係長 大家です。よろしくお願ひします。

○田口真也水道課長 失礼ですが、着座で失礼いたします。

それでは、議案第14号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊6、補正予算書及び説明書の4ページをご覧ください。

継続費に関する調書のうち、まず初めに、第1款資本的支出、第1項建設改良費の（仮称）下羽生浄水場築造工事基本設計事業について、令和7年度、8年度の2か年継続費の総額1億4,300万円の全てを廃止とする補正でございます。

第1浄水場、第2浄水場、中岩瀬配水場の3つの水道施設の更新については、当初、老朽化が進む第2浄水場の更新を最優先として検討していたものの、昨年10月に策定しました浄水場施設更新事業基本計画において、市内の水需要の予測を行なった結果、岩瀬地区を中心とした市の西部における住宅開発の増加や企業の新規参入などにより、現在の中岩瀬配水場の配水能力のままでは、最悪の場合水圧が低下し、市民の皆様へ思うように水を届けられなくなることも想定されます。

そのため、施設更新の優先順位を、中岩瀬配水場の更新を最優先と変更したことから、第2浄水場の大規模更新に係る令和7年度、8年度の継続予算を廃止するものでございます。

次に、第1款資本的支出、第1項建設改良費の第2浄水場中央監視操作施設等更新事業について、事業費の一部に財源として企業債を充てる補正でございます。

当初、令和7年度、8年度の2か年継続費の総額3億9,050万円の財源については、全て損益勘定留保資金で賄う設定としておりましたが、今後に見込まれる建設改良費の増加を考慮しまして、補填財源の減少抑制と年度ごとの財政負担の平準化を図るため、令和8年度の年割額2億7,335万円に対して、2億円を充てる財源更正を行うものです。

なお、財源の内訳のみの変更であり、各年度の年割額及び総事業費の金額については変更ございません。

以上で説明は終わります。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの水道課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時58分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

次に、議案第15号 令和7年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）、別冊7を議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道課長の小林です。よろしくお願ひします。

同席しております職員を紹介いたします。管理係長の間下です。

○間下千安紀管理係長 間下です。よろしくお願ひいたします。

○小林弘典下水道課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第15号 令和7年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算の内容は、令和8年1月21日に全員協議会で報告させていただいたとおり、羽生市水質浄化センター未利用地立地企業の募集における優先交渉権者の辞退により影響が生じた収入と支出の補正に係るものです。それでは、別冊7、補正予算書及び説明書12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち収入、第1款下水道事業収益、第3項特別利益、第1目固定資産売却益で1億5,000万円及び13ページの資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入、第5項固定資産売却代金、第1目固定資産売却代金で5億6,000万の、合わせて7億1,000万円の減額補正になります。

これは、令和7年1月に企業誘致推進課で立地企業を募集しましたが、未利用地の購入者が契約の決定まで至らなかったため、未利用地の代金等の収入を減額するものです。

続きまして、13ページ、下の段になるんですが、支出の部、第1款資本的支出、第

3項国庫補助金返還金、第1目国庫補助金返還金で2億7,000万円の減額になります。

これは、羽生市水質浄化センター未利用地は、当時、国庫補助金を利用して土地を購入しているため、未利用地が売却された場合は補助金の返還が必要になりますが、購入者が決定まで至らなかったため売却されなかったため、補助金の返還も行わないため減額するものです。

申し訳ありませんが、1ページに戻っていただきまして、こちらが議案書になります。

先ほど申しあげました収入2件、支出1件について整理してございます。ご確認いただければと存じます。

以上で説明を終わりにします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第20号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道課長の小林です。引き続きよろしく申し上げます。

同席しております職員を紹介します。管理係長の間下です。

○間下千安紀管理係長 間下です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○小林弘典下水道課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第20号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

さて、令和7年1月に発生いたしました八潮市の下水道管の腐食が原因と見られる道路陥没事故で、下水道管や下水道処理施設の老朽化についての話題が取り上げられておりますが、当市の下水道施設でも、例外なく老朽化が著しい状況であります。

物価や人件費の高騰による施設維持管理費の増額などの課題を解決するためにも、下水道の使用料改定は、持続的かつ安定的にサービスを提供していくための下水道事業の原資を確保するための必要な措置であります。

さて、本市の経営状況についてお話しいたします。

令和6年度決算における経営状況については、下水道事業の財政状況を示す経営収支比率が106.37%と100%を超え、収支上は黒字になっておりますが、使用料の水準を示す経費回収率では85.04%と100%を下回っております。このため、本市の下水道事業では、汚水処理経費を下水道使用料で賄うことができず、不足分は一般会計からの繰入金によりその経営が維持されております。

そのため、令和7年3月に改定した羽生市公共下水道経営戦略を受け、令和7年度に使用料改定について検討いたしました。その結果、国が求める最低限の使用料単価の水準では、1立方メートル当たり150円以上とされておりますが、本市の令和6年度の経営実績では、使用料単価は127.56円と水準に届いていないことから、今回の改定により使用料単価を150.24円と設定させていただくものです。

また、国は、羽生市公共下水道経営戦略の業績目標を達成できない場合は、交付金の要件としないとしております。本市は、経営戦略では、令和8年度に下水道使用料改定を行う必要があると業務目標にしておりますので、使用料改定を行わないと交付要件に

該当しなくなり、今後、交付金が受けられなくなる可能性があります。

なお、今回の下水道使用料の値上げについては、令和7年7月に市民団体などで構成する下水道事業審議会に諮問し、同年11月に答申をいただいて、12月に市としての方針を決定しました。

それでは、議案書をご覧ください。

1ページから3ページの17条までは文言の整理になります。

次に、別表3（第15条関係）の基本使用料と超過使用料をご覧ください。

こちらは全て税抜きになります。

それでは、改定内容について申し上げます。

基本使用料に関しては、期間と水量は改定前と同様、2か月につき20立方メートルまでとしております。料金は、税抜きで2,000円から2,400円の20%増と予定しております。基本料金を超えた超過使用料に関しては、20立方を超え40立方までの単価を110円から125円に、40立方から60立方までの単価を125円から145円に、続いて、60立方を超え100立方までは135円から160円、100立方を超え200立方までを150円から175円、次のページに移ります。続きまして、200立方を超え400立方までを165円から190円、400立方を超え1,000立方までを180円から210円、1,000立方を超えるものを200円から230円としており、平均では16.7%の増になります。

続きまして、公衆浴場汚水に関しては、200立方までの基本使用料を8,000円から9,600円の20%増、200立方を超え超過使用料に関しては、40円から50円の25%増になります。基本料金を含む全体では17.8%の増になります。

参考に、一般家庭の例といたしまして、2か月で40立方を使用しますと、税抜きで現行4,200円から4,900円と、2か月で700円の増額になります。1日当たりに換算すると約11.5円の増額になります。

最後に、改定のスケジュールですが、周知期間を考慮いたしまして、令和9年1月に改定の適用を考えております。本会議で議決をいただけたら、市民周知の期間を一定期間設けるため、4月からホームページと6月号の広報で市民の皆様にお知らせし、下水道の利用者には個別に事前の検針時に改定のお知らせを配付いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議場でもちょっと議論はあったんですけども、公衆浴場汚水を適用させているというのがあるわけですね。

その適用させた経緯というのはどういった経緯なんでしょうか、どういったことなんでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 当初、公衆浴場の単価を適用させるところが、要は建てたいということやってきたときに、普通に公衆浴場単価として、うちのほうの条例とか考えても、問題なくその単価が採用されたというふうになっていると思います。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 経緯というと、どう判断されたかというと、詳細については分からないということなんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 すみません。経緯というのは、昭和60年に、うちのほうの事業が始まったんですが、そのときに公衆浴場単価ということで、もうそのとき単価が決まっています、その単価を今まで使ってきているということになります。

〔「改正」と呼ぶ者あり〕

○小林弘典下水道課長 そうです。改正はしているんですが、すみません。

〔「当初から」と呼ぶ者あり〕

○小林弘典下水道課長 そうですね、当初からということになります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 結構、一般的には、銭湯とかそういう統一で決まっているものに、公衆的なものに対して安くというのはあると思うんですけども、この該当施設というのはそれと違う施設なのか、それとも、銭湯みたいに統一料金になっている施設なのか、それでいうとどっちなんでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 基本的にその施設は、公衆浴場ということで保健所に登録されている施設になります。

料金は、銭湯とは違っていまして自由に選べるものになっているんですが、一応、公

衆浴場になっておりますので、市のほうも公衆浴場として取り扱っております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 県の統一の単価が500円で、550円に値上げするとかそういう話があるんですけども、それとは別の単価で設定しているということですよ。恐らく、高く設定しているという、そういう浴場ということではないのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 そういうことになります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 だと、やはり統一でやっていなくて、自由に設定して、すごいその金額より、どれぐらいかというのはちょっと分からないですけども、2倍だったり3倍だったりするようなことになっているわけですよ、恐らくね。

それに対して、それを公衆浴場だとして安くというのは、なかなか理屈としても当てはまらないのかなという気もするんですけども、どうなのでしょう。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 確かに、ごもっともかもしれないんですけども、うちのほうの条例上ですと、公衆浴場の単価は、今、これということで決まっておりますので、それで取るしかないというか、取らせていただいていることになります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、県内とかで、同じように統一の価格じゃなくて自由に設定しているところで、このような公衆浴場汚水というところというのはどれぐらいあるのか、割合はどのくらいとかというのは調べているのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 県内に56団体ありまして、そのうち40団体は、こちらの公衆浴場単価というのを設けております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 設けているということなんですけれども、実際それは統一単価のものなのか、それとも自由に料金設定しているものに適用しているのかということはどうなのでしょう。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 それは、独自で市によって決めていますので、統一単価にしてい

るところとしていないところというのがあります。

○柳沢 暁委員 その割合までは把握していないのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 ほとんどの団体が、多分、統一単価にはしております。

〔「単価にはしている」と呼ぶ者あり〕

○小林弘典下水道課長 そうです、していないです、すみません。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 ほとんどのところはしていないです。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 例えば、隣の行田市さんがあるんですけども、そこでは統一単価じゃない施設があって、温泉施設があって、こういうふうに特別安くはしていないと聞いているんですけども、その辺はどうなんですか、把握していますか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 行田市のほうでは、一般汚水として頂いているということは聞いております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 近隣と比べても、羽生市だけ特別安くするというのは道理に合わないのかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 一応、公衆浴場単価というのを、40団体あるんですがいろいろ調べまして、そのうち12団体は、一応うちのほうよりもちょっと安い単価になっております。3団体は、羽生市と同じ、同額になっております。

うちのほうとしては適正かなと考えております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、56団体中12団体が、特別安くやっている団体があるということですか。

それだと、残りの44団体は一般汚水として適用しているということになると思うんですけども、その辺はそういう解釈でいいのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 あくまでも、すみません、先ほどの公衆浴場単価が安いという

ことで、それが一般汚水で見られないかというのとはちょっと話が違いまして、一般汚水、ちょっとうちのほうで調べたところ、うちと同じようなケースのところは、一応1団体あることは確認しております。

また、高知県の話になってしまうんですが、高知市などでは、こういう施設も一般汚水じゃなくて公衆浴場単価で見ている団体もございます。

○中島直樹委員長 ちょっと私、質疑したいんですけども、副委員長と交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 下水道の使用料を上げるという話です。

先ほど途中の説明で、これは何%、その辺は何%値上げで幾らだというのがあったけれども、平均的に羽生市で今回の下水道料金は、平均で言うならば、下水道料金は今の料金よりも何%上がる計算になりますか。

○柳沢 暁副委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 全体では17.8%になります。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 去年からもう水道料金が上がって、今回、下水道料金も上げると。

先ほど冒頭の説明で八潮市の話もありました。あと財政的な説明もありました。話の原点に戻ると、下水道会計が火の車、今年度も予算で、たしか、一般会計から6億5,000万円、下水道会計に入れております。それじゃ下水道事業がもちません。なので値上げを人々に、平均でいうと17.8%の使用料の値上げをお願いするための条例改正なわけですよ。

にもかかわらず、羽生市に公衆浴場、いわゆる銭湯です。理屈はいい、どういうふうに解釈するのかという問題はいいです、銭湯です。じゃ、今この公衆浴場汚水を該当しているこの施設が銭湯か否かといったら、恐らくほとんどの人が銭湯だという認識はしないと思います。

にもかかわらず、この条例で、あえて条例改正するにもかかわらず、公衆浴場汚水というところを残して、何か特定のところに、市民に負担を強いるにもかかわらず、特定の団体に便宜を図っているというように思えてならないです。この辺についてはどう思われますか。

市民に負担を強いるんです。だけど、一般的な一般汚水じゃなくて、特定の団体だけ公衆浴場汚水ということで、料金でいったら、ここに細かく計算したのがあるんですけど

れども、4分の1、5分の1ぐらいの料金で済んでいる。本来であれば、その当該施設は、この料金を本来であれば払わなきゃいけない。にもかかわらず、ずっと20年、どういうわけだかあれが銭湯という解釈で20年間続いている。

こういった現状をちょっとどう思うのか、まず聞かせてください。

○柳沢 暁副委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 中島委員のおっしゃるとおりかどうかというはあれなんですけれども、今まで20年間それでやってきたことに関して、私としては、間違っていないのかなというふうには思っております。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 間違っていないのは、間違っていないでそうなんですよ。

間違っていたというふうには行政の担当課が言うはずがないですから、それはそういう答弁なんですよけれども、でも、やっぱり原点に戻って、下水道会計が火の車なんですよ。

ここ、顔を見渡すと、議員では全員市街地に住んでいないので、下水道料金は払っていないです。ぱっと、小林さんも払っていないですね。ぱっと見て私が分かるのは、山木さんが下水道払っているんだぐらいの感じなんですけれども、そういった状況で下水道料金を払っていないですけれども、だけど、一般会計というと、我々の税金から6億5,000万円ですよ、6億5,000万円です。それを突っ込まないと下水道会計が維持できない、下水道事業が維持できないにもかかわらず、やっぱり取らなきゃいけないところが、本来、話が前後しちゃって申し訳ない。

誘致をしたわけですよ。聞くとところによると、あそこの駐車場なんかも、固定資産税も、10年だかそこら減免措置があったという話ですけれども、間違いはないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員 そういったところがあって、誘致をしたから、誘致をして、羽生市でやってくれるんだからということもあって、10年間減免措置を取るとかというのは、企業誘致ではありますよ、そういうのは。けども、20年ですよ。

下水道会計が火の車になって、人々にやっぱり負担を強いると。けど、そのところだけは見直さないというのは、これちょっと下水道料金を払う人に理解を求めようといっても、私なかなか難しいと思いますよ。

○柳沢 暁副委員長 まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長　そうですね。今の議論というのは、決して、我々行政としても、否定できるものではないなという認識はございます。

その中で該当施設について、完全に取っ払って一般汚水にという議論もあるんですけども、その場合に、一気に金額が、この間の議会の話をすると5倍とかというような話になります。一般的に値上げは値上げとしても、さすがに5倍というのは、あまりにも激変すぎるといふ部分もございます。そういった意味の中で、段階的にこの単価については上げていかなくちやならないという認識であります。

今回、一般の改定平均でいくと約18%という中で、今回の公衆浴場については、超過料金については25%の改定率ということで高めにはさせていただいているんですけども、今後、水道も含めて料金体系、いろいろとまた考えていかなくちやならないというものもありますので、その中で他自治体の状況とかを見ながら、構造的なものも含めて考えていきたいとは思っております。

ただ、今現段階では待ったなしという話の中で、構造を大きく変え、また激変になってしまう相手の施設に対して、ご理解いただけるかどうかというのは粘り強くやっていかなくちやならないかとは思っているんですけども、そういうのを総合的に考えて、ある程度まだちょっと時間が欲しいなという形の中で、今回は、前回から今の料金改定に変わった改定率、要は上げ幅を、今回同じ上げ幅に設定させていただいているというところでございます。

非常に、物価高騰だとか市民の生活云々というのはやっているのに、なぜ今なのという議論も、見方によってはあろうかと思うんですけども、何とか今回値上げさせていただきたいという、そういう思いで出させていただいていますので、ご理解いただければなという。委員さんのご意見も、おっしゃる部分は重々認識させていただいているということでご理解いただければと思います。

○柳沢　暁副委員長　中島委員。

○中島直樹委員　そういう答弁もよく理解できるんです。

羽生市で住んでいる以上、下水道事業も、過去、もう下水道をやめてしまって、市街地も含めて浄化槽にして、そこに補助金を突っ込んで浄化槽にしてもらったほうが、よっぽど下水道事業にとって楽なんじゃないかというような話も半分冗談でもあるぐらい、下水道会計って大変なわけですよ。

そういった中で過去20年間、公衆浴場汚水って、私が羽生に来て27年かな、

27年前に銭湯ってありましたかね。まだ毘沙門の辺りとかに、裏通りとかにあったりとかしたのかな。

そうだとしても、現状として、もう銭湯がなくなってどれぐらいたつのか分かりませんが、少なくとも私は羽生で銭湯というものを利用したことがない中で、やっぱりこういった条例、公衆浴場汚水とか残っているというのも、現状として、社会通念上の銭湯と言われる施設が残っていない中で、この条例を放置していたという問題もありますし、過去これまでそういった状況。

ちょっと話がまた前後しちゃいますが、20年間便宜を図っていたと言われてもおかしくない状況なわけで、これを見直そうということは、少なくとも過去10年間、あの駐車場は、固定資産税の減免措置を講じたという話ですけれども、過去5年、10年の間で、見直そうという議論はちょっと市役所の中でなかったんですかね。担当、下水道課としてなかったんですかね。

○柳沢 暁副委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道課としては、議論は確かにありました。

ただし、なかなか相手がありますので、先ほど部長が言った5倍とかの話になりますので、なかなか話が進まなかったというのがあるんですが、部長おっしゃったとおり、今後はもう、これ以上はちょっと待てないので、考えてほしいということは今後していきたいと思っております。

○中島直樹委員 話は分かりました。

やっぱりこれは、市議会議員として、下水道事業会計を、下水道を環境的視点から、事業的視点から、汚水を垂れ流すわけにいかないですからね。だから、事業として継続をしていかなきゃいけない、せざるを得ない。やめるんだったらどこかでやめたほうがいいのかもしれないけれども、やめられない。そういった中で事業を継続していくに当たり、下水道料金の値上げはやむを得ない、条例改正はやむを得ない、値上げの条例改正はやむを得ない。

しかしながら、やっぱり公衆浴場汚水については、なかなか人々に理解を求めようと思っても、説明を求められたときに説明はできませんよ。役所なんかも説明できないと思いますよ。議場では、知事が認めた、県が認めた、保健所が認めたと言ったって、社会通念上どうなんだという問題をちょっと放置はできないな、放置はしちやいかんというふうに思う次第で。

やっぱりどこかで見直さないといけない。もう明確に、近々に、相手がいることといったって、それは何だって相手がありますよ。だから、相手の言うとおりにじゃいけないし、こっちは幾ら小さくたって5万3,000、4,000人弱の市民がいるわけで、その人々がこの土地で生活をしているわけで、これがやっぱり絶対見直さなきゃいけないことだっていうふうに思いますけれども、課長も部長も放置はしていなくて、相手のあることから、見直さなきゃいけないというふうに考えているというようなお話でしたけれども、こういった機会にどうですか、近々に、具体的にやらないですか、見直しは。

○柳沢 暁副委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 中島委員おっしゃるとおり、近々、話のほうは進めさせていただき、ほかの市の状況もありますので、それを見まして、進めさせていただきたいと思います。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ほかの市の状況というのと、もう行田市には公衆浴場汚水とかという項目はないし、ちょっと加須市は確認していませんけれども、ちょっと検索したら、加須市は今でも1件銭湯があるのかな。なんか加須市中央というところで検索がヒットしたのが、古いのか新しいのかいうのは分かりませんが。

少なくともご承知のとおり、古代蓮の湯で迂回のメーターつけてとかで裁判になって、裁判で負けちゃって、行田市も大変、迂回のメーターつけるのもどうかと思うけれども、まかり通らないことが裁判で負けるというのも、日本の司法もどうなものかなと思ったりしますけれども、少なくとも行田市はあれ以降、公衆浴場汚水とかということを削除してやっているわけですから、近隣の状況を見てといったって、課長、下水道会計は火の車で、6億5,000万円も一般会計から繰入れをしていて、それでもって、市民に平均で17.8%の負担を強いるのに、やっぱりほったらかしにしておくというのは、これはある程度期限をつけて積極的にやっていかないと駄目な問題だと思いますよ。

昔、みんなの党という政党があって、そのとき渡辺喜美という代表が、増税前にやるべきことがあるだろうっていうことを繰り返し繰り返し言っていましたけれども、やっぱり市民に負担を強いるのであれば、行政としてもやるべきことをしっかりやらんと、これは全然理解求められないことだっていうふうに思いますが、繰り返しますけれども、いかがでしょうか。

○柳沢 暁副委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 中島委員、おっしゃるとおりだと思います。

早急に話のほうは進めたいと思います。

○中島直樹委員 承知しました。

すみません、戻ります。

○柳沢 暁副委員長 委員長と交代します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 お世話になります。

少し質問が重なっちゃう部分があったら申し訳ないんですけども、まず最初に、ちょっと確認させてもらいたいんですけども、公衆浴場汚水のところなんですけど、私もどうしても気になって、今話に上がっている施設で、公衆浴場汚水は、その施設の公衆浴場だけの汚水の料金を、今、頂いている現状なんです。それとも、施設全部ひっくるめて公衆浴場汚水として、要はメーターが1つあるか2つあるかという話なんですけれども、その辺どっちなんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 先ほどの質問なんですけど、あくまでも温泉以外のものに対しては、トイレとかは一般汚水として頂いております。

あくまでも温泉を流した分の料金だけ、公衆浴場単価として頂いております。

以上になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうしますと、確認なんですけれども、温泉施設以外にも大きな施設が付随していると思うんですけども、そっちはもう一般汚水で頂いているという認識でよろしいんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 そうです。一般汚水で、トイレとかお風呂の水は一般汚水で頂いております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

でも、やっぱり先日、島村議員が質疑あったかと思う。そのときに、いろいろ流している量と頂いている現行の使用料等を詳しくまとめたものを私も見せていただいてちょ

っと見たんですけれども、現行使用料を一番多く払っている会社が流している量が、今話している施設よりも3分の1ぐらいなんですよね、量が。にもかかわず、使用料が全然、もう約55%ぐらい、約半額ぐらいの使用料しか払っていないと。

もし、この一番使用料を払っている会社がこの現状を知ったとき、どう思うかと思えますか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 すみません。

多分、いい気はしないと。

○中島直樹委員長 それが課長の精いっぱい、私は気持ちだと思います。

川田委員。

○川田真也委員 そうなんですよ。

やはり同じ羽生市に企業として進出してきて、一生懸命羽生市で根を下ろして仕事をさせていただいて、羽生市のために頑張って仕事をしようという、願いが羽生市にある企業さんには絶対あるかと思うんですね。

それで、ああ、そういえば、うち下水道こんなに払っている、あそこんちはどうなんだろうって調べたときに、見たら目ん玉飛び出ちゃうと思うんですよ、これ見ると。あるいは、逆に、企業、新たに羽生に進出してこうかなという場合に、温泉つければ安いんだとか思っちゃうところもあるかと思うんですよね。

現状、先ほど部長のほうからも、25%値上がりしますよというお話あったんですけれども、ぶっちゃけ分母が小さいから25%なんかもう、ほかの企業からしたら微々たるものじゃないですか、上がる金額というのは。

だから、そういうのをやっぱりかいま見ると、先ほど中島委員、柳沢委員も言ったように、今後、公衆浴場汚水の項目というのは、正直なところ、やっぱり銭湯がないので要らないのかなと。

先ほど部長もおっしゃったように、いきなり来年度から外して5倍頂きますよという、相手企業さんもちょっと待ってくれよってありますので、その辺はやはり行政と企業で綿密に打合せさせていただいて、段階的に徐々に、ほかの企業さんと同じように下水道料金を頂くというふうにしないと、市民もそうですけれども、羽生市で一生懸命仕事していただいている企業さんに対しても、ちょっとお伺いというか、企業さんに対しても合わせる顔がないぐらいの差額なので、これは今後やはり見直して、どんどんしてい

かないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 もっともだと思えます。

私どもも相手方がありますので、こちらも誠意を見せて、問題ないような形で料金の見直しを行なっていきたいと思えます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ぜひお願いしたいんです。

今までいろいろ今話題に上がっている企業さんとは、誘致してからいろいろ話し合っ  
てこうなったのかもしれないんですけれども、やはり先ほどから出ているようにもう  
20年たって、そろそろ羽生に根差して、独り立ちできるぐらいの大きな企業になっ  
ているかと思えますし、そこで市民の方に約18%の値上げをお願いしているのに、企業  
さんにも25%ですよっていても、いや、これでの25%で、市民の方の18%だっ  
て全然違うと思うし、だから、ぜひ今後、本当に早急に、そして丁寧に、この料金表の  
改定していただきたいと思えます。

施行するのが来年の1月1日からなんですよね、改定しても。この条例は令和9年  
1月1日からと書いてあるので、この間にも、要はこの条例案が通ってこれになるまで、  
まだ約半年以上あるわけなんで、その間にでも、ゆっくりというか、スピーディーにゆ  
っくり綿密に、いろいろこちらの思いも言っていただきたいと思えますし、ぶっちゃけ  
なんですけれども、大丈夫かな、駄目そうなら切ってください。交渉へ行くときに、値  
上げさせてくださいよって行くの、すごいつらいと思うんですけれども、議員がうるさ  
くてと言ってもらっても私は全然いいと思うんですよ。これ、おかしいよ、おかしいよ  
って議員が委員会でもうるさいし、どうにもなんないのでどうかお願いしますよって、  
私たち使っていただいていいと思うんですよね。

だから、そういった形で、ぜひこの料金改定していただきたいと思うんですけれども、  
改めてどうでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 ただいま心強いお言葉をいただきましたので、それでちょっと交  
渉を進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 一般汚水のほうなんですけれども、最低限生活で使う部分というのは値上げしないで、多く使う方に対して値上げするような、そういう考え方というのはないんでしょうか。

これだと皆さん、平等に上がるみたいなんですけれども、そういう考え方でいくと、節約して何とかやっていく方、逆にいうと、お風呂も大きいとかプールを持っているとか、そういう水を多く使う人に対しては、もうちょっと取ってもいいのかなというのがあるんですけれども、そういう考え方って、料金を考えていくということはないんでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 一応、今回は、前回の料金改定と同じ率の値上げをさせていただいたんですが、次回するときは、もうちょっと細かくしたり、基本料金をもっと細かくしたりという、内容もちょっと変えていきたいと思っております。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

ないようでしたら質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

川田委員。

○川田真也委員 それでは、討論をさせていただきます。

賛成の立場から討論させていただければと思います。

今回の下水道使用料の改定値上げに際しては、多くの市民や企業の負担を強いることから、特に慎重かつ公正でなければならない。

議案審議の過程において、埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料の統制額の適用を受ける者から排出されている汚水を指すものは明らかである。このことを認識しながら、公衆浴場汚水料金を長期にわたり適用させ、今後も適用させることについては、公平性の観点から看過することはできません。

しかしながら、公衆浴場汚水の適用を受けていた事業者の立場からすると、適用がなくなることにより約5倍もの料金を支払うことになるため、激変緩和措置等の工夫も必要かと考えます。

透明かつ公平な使用料体系の下、下水道事業の安定的な経営を強く求めます。

以上です。

賛成の立場からなのですが、この後、附帯決議を出せていただきたいと思います。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休 憩

午前 11 時 53 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 20 号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例に対し、川田委員ほか 2 名から附帯決議が提出されております。

お手元の資料のとおりです。

川田委員から附帯決議の趣旨説明を求めます。

川田委員。

○川田真也委員 それでは、着座で失礼させていただきます。

附帯決議といたしまして、議案第 20 号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議を提出させていただきます。

下水道使用料の改定、値上げに際しては、多くの市民や企業の負担を強いることから、特に慎重かつ公正でなければならない。

都市民生委員会議案審議の過程において、同条例の途中、公衆浴場汚水とは、通常、公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定する公衆用浴場で、物価統制令第 4 条及び物価統制令施

行令第11条第4項の規定により、埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける者から排出されている汚水を指すものであることは明らかとなっている。

このことを認識しながら、公衆浴場汚水料金を長期にわたり適用させ、今後も適用させることについては、公平性の観点から看過することができない。

しかしながら、公衆浴場汚水料金の適用を受けていた事業者の立場からすると、適用がなくなることにより約5倍もの料金を支払うことになるため、激変緩和措置等の工夫も必要と考える。

透明かつ公正な使用料体系の下、下水道事業の安定的な経営を確保する観点から、下記の事項について留意することを強く求める。

記。

- 1、改正条例の施行日から3年を目安に適正用途に適用させ、適正料金を課すこと。
- 2、羽生市に公衆浴場汚水に該当する施設はないことから、条例から削除すること。
- 3、対象事業者に対しては、料金を段階的に調整するなど、激変緩和措置等の工夫を講じること。

- 4、以上の過程について、決算時に所管の常任委員会に報告すること。

以上を決議いたします。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの川田委員の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論のある方はいらっしゃいますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第20号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議について賛成の立場から討論します。

物価高騰が続き、実質賃金は4年連続でマイナス、年金も減少傾向が続き、住民の生活は大変厳しい状況です。このような中で、埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けない一部の事業にだけ公衆浴場汚水料金の適用を行い、下水道料金を安くするのは公平性を損なうと考えます。

この附帯決議を採択し、是正を推進するべきだと思います。

以上、賛成討論といたします。

○中島直樹委員長 ほかにございませんか。

〔「ちょっと暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午前 11時59分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

ここで、暫時休憩いたしまして、1時からの再開では、採決の1つ手前、もう一回討論のほうを求めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午後 零時00分 休憩

午後 1時00分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

引き続き討論を行います。

討論はございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案にお手元に配付の附帯決議を付すことに決しました。

なお、附帯決議の取り扱いについては、委員長にご一任願ひします。

暫時休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時04分 開議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

議案第8号 令和8年度羽生市下水道事業会計予算、別冊3を議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道課長の小林です。午後もよろしく申し上げます。

同席しております職員を紹介します。工務係長の天間です。

○天間康裕公務係長 天間です。よろしくご願ひいたします。

○小林弘典下水道課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第8号 令和8年度羽生市下水道事業会計予算について説明します。

別冊3、令和8年度羽生市下水道事業会計予算書及び附属書類の1ページをご覧ください。

初めに、第2条業務の予定量です。(1)年間有収水量は225万7,400立方メートルを見込んでおり、前年度比10万2,900立方メートルの増となります。理由としては、岩瀬の創味食品の排水量の増を見込んでおります。

次に、3番、主要な建設改良事業です。管渠整備費1,254万円、処理場整備費7億2,230万円を予定しております。

続きまして、33ページをご覧ください。

33ページは、またこれは後ほどご説明させていただきます。申し訳ないです。

次に、3ページになります。

第5条企業債です。地方公共団体金融機構等より3億4,000万円の借入れを予定しています。利率は年5%以内としています。

次に、4ページ、第10条重要な資産の処分です。水質浄化センターの未利用地2万2,829平方メートルを譲渡するものです。

続きまして、次に、33ページ以降をご覧ください。

第3条収益的収入及び支出について申し上げます。

初めに、収入の部です。第1款下水道事業収益の本年度予定額は14億2,865万7,000円で、前年度比5,064万9,000円の増額を見込んでおります。

次に、第1項営業収益のうち、第1目下水道使用料は3億1,535万8,000円で、前年度費1,911万5,000円の増額を見込んでいます。主なものといたしまして、使用料改定後の3月検針分の増と岩瀬の創味食品等の収入増を見込んでおります。

次に、2項営業外収益のうち、第2目他会計負担金5億3,199万7,000円及び第3目他会計補助金1億1,592万円は、一般会計からの繰入金で、合計6億4,791万7,000円となります。前年度と比較して3,985万6,000円の増額となります。

一般会計からの繰入金については、このほかにも、38ページの資本的収入における他会計出資金3,000万円を計上しており、令和8年度下水道事業会計予算における一般会計からの繰入金の合計額は6億7,791万7,000円で、前年度と比較して2,735万6,000円の増額となります。

続いて、第3項特別利益です。第1目固定資産売却益は、水質浄化センターの未利用地の売却益で1億4,771万円、38ページなのですが、資本的収入における第5款固定資産売却代金5億6,000万円と合わせて7億771万円を見込んでおります。

続きまして、34ページ、支出の部です。

第1款下水道事業費用の本年度予定額は12億1,467万1,000円で、前年度比4,236万8,000円の増額となります。

第1項営業費用、第1目管渠費のうち修繕費の主なものについて申し上げます。

汚水管渠等補修修繕3,551万9,000円、マンホール蓋交換修繕5,832万2,000円。

委託料の主なものについてご説明いたします。

汚水管渠等調査業務委託料2,351万8,000円、マンホール蓋交換修繕設計業務委託料668万8,000円、汚水管渠布設替工事实設計業務委託料682万円です。汚水管渠等調査業務委託料は、令和3年度から令和5年度にかけて大きな管渠の幹線の調査を実施してきました。令和6年度以降は枝線を中心に調査を実施していますが、八潮市の下水道管に起因した陥没事故もありましたので、大きな管は引き続き短いサイクルで腐食や破損状況などを調査していく予定です。調査方法は、調査員が本管に入り

込む目視調査や、調査員が入り込めない場合には小型カメラを使用して調査します。調査結果を基に翌年度、補修修繕を行います。

また、マンホール蓋交換修繕設計業務は、調査により不具合が確認された141か所のマンホール蓋交換のための設計を行います。

次に、第3目処理場費3億4,586万2,000円で、前年度比794万円の増額です。

修繕費では、ナンバー3の1最終沈殿池汚泥掻寄機チェーン交換修繕費2,750万円、砂ろ過機修繕費1,674万2,000円、沈砂池ITVカメラ装置交換修繕費219万5,000円と、3つの修繕とも経年劣化による故障の修繕になります。

委託料では、水質浄化センター運転管理業務委託料1億6,384万円で、前年度比2,757万2,000円の増額です。これは、薬品代の高騰や人件費の増額によるもので、去年の約2割増しになっております。

次に、1・2系水処理施設耐震診断実施計画策定業務委託料2,500万円ですが、昨年度も計上していましたが、国費の減額のため、令和7年度にできなかった箇所の耐震診断を行い、耐震実施計画を策定する業務になります。

次に、35ページをご覧ください。

第4目総係費になります。

委託料では、下水道使用料、先ほどの改定に伴うシステム改修事業委託料99万9,000円、下水道使用料改定に係るチラシポスティング業務委託料25万6,000円を新規に計上しております。

次に、38ページをご覧ください。

まず、資本的収入及び支出になります。

まず、収入の部です。第1款資本的収入の本年度予定額は13億2,764万5,000円で、前年度比3億3,598万8,000円の増となります。

第1項企業債は3億4,000万円で、前年度比1億6,250万円の増となります。増額の主な理由は、この後、支出の部で説明しますが、建設改良費の増額によるものです。

第2項他会計出資金は3,000万円で、前年度比1,250万円の減となっております。

次に、第3項国庫補助金3億9,396万5,000円は、前年度比1億

9, 134万5, 000円の増額です。これは、この後、支出の部で説明いたします建設改良費の増額によるものです。

次に、第5項固定資産売却代金5億6, 000万円は、未利用地の売却代金で、未利用地の帳簿価格となっております。先ほどの説明と重複しますが、未利用地売却については、3条の固定資産売却益1億4, 771万円と合わせて7億771万円を見込んでおります。

次に、39ページをご覧ください。

資本的支出の本年度予定額は14億7, 248万9, 000円で、前年度比3億4, 133万8, 000円の増額となっております。

第1項建設改良費の主なものについて申し上げます。

第1目管渠費1, 254万円のうち、858万円は、岩瀬土地地区画整理事業地内99.2メートルの汚水管の布設を予定しております。

第2目処理場費7億3, 330万円は、下水道根幹的施設の改築更新工事等委託料として、重力濃縮槽と機械濃縮機の更新増築工事等を行うものです。

また、売却予定地盛土造成工事請負費は、未利用地について売却先との今後の協議により必要が生じた場合、水質浄化センターにストックしてある盛土を利用して造成を行うものです。

次に、第3項国庫補助金返還金2億7, 525万5, 000円は、未利用地売却による国庫補助金返還金です。

以上、令和8年度羽生市下水道事業会計予算の説明を終わりにします。ご審議よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いします。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 令和8年度の重点事業ですが、3点ございます。

1点目は、先ほど審査していただいた下水道使用料の改定でございます。令和9年1月に改定予定ですので、市民への周知としては、広報やホームページ及び下水道使用者にはポスティングして周知を予定しております。

2点目ですが、令和6年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、処理場の

改築更新工事を実施します。令和7年度から始まり2年目の事業になります。具体的な工事は、重力濃縮槽、機械濃縮機の増築・改築工事、汚泥処理棟薬品注入設備の更新、管理棟の屋根防水工事や消火給水設備の更新工事になります。

3点目ですが、昨年度も出したんですが、未利用地の譲渡に伴う事業者の募集でございます。令和7年度に予定しておりましたが、購入者が見つからなかったため、引き続き令和8年度早期に募集をかけ、契約したいと思っております。

以上となります。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 教えてください。

支出の、さっき皆さんからも声があった34ページの水質浄化センター運転管理業務委託料。説明ですと、前年より20%上がっているということで、これだと約3,000万円ぐらい上がっているのかと思うんですけども、3,000万円以上。

業務委託をしないとできない仕事なのかどうかというのと、仕事の内容というのはどんな仕事をしているのかなというのを教えてもらえればと思うんですが。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 こちらの委託に関して特殊な作業になりますので、知識がない者じゃないと委託はなかなか難しい、職員ではなかなか難しい業務になります。

やっている仕事なんです、当然24時間の監視と、例えば、簡単な修繕については、委託業者さんでできるものに関してはやっただいております。あとは、敷地の管理ということで、木の管理とかごみの管理とかも委託契約の中に入っております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 特殊なお仕事ということで、資格等も必要なお仕事なのかなと推察するんですけども、ご説明の中に、木切ったりとかごみを。

そういうのをしなくていいから、もうちょっと安くしてよという話ができるのかどうか。契約内容を今までどおりやっているんで、前年度と同じでやったら20%上がっちゃいましたよという感じなのか、絞れるところは職員でやりますよというような形で絞ってもらっても20%上がったのかなと思うんで、どっちなのかな、まずお聞きします。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 基本的に、この委託というのは包括委託ということでみんなお願いするということなのですが、先ほど言ったように、今年度、今まで施設のワックスがけとかを年に2回とかやっていたんですが今年度から1回にしたりとか、木を切る頻度もちょっと減らしたりということで努力はしております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 努力していただいていることで理解しました。

でも、やはり薬品、物価高の高騰はやむを得ないのかなと思うんですけれども、できることは職員皆さんでやっていただいて、圧縮できるところは圧縮していただいていた方がいいかなと思います。

よく人件費と物価高が上がっているんで上がっちゃうんですよって言うんですけれども、私たち従業員さんに聞くと、人件費上がっている、上がっていると言うけれども、俺らの給料上がってねえんだよって話も結構聞きますんで、今後も随時、特別な仕事もやる分にはしょうがないかなと思うんですけれども、できることをやっていただければと思うんですけれども、いかがですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 おっしゃるとおり、今後ちょっと詰められるものは詰めて、なるべく安く抑えていきたいと思います。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 支出の部なんですけれども、今年度3億4,000万円ぐらい予算額増えていますよね。

この原因、私が聞き間違えたんなら申し訳ないんですけれども、ちょっと説明がなかったような気がしたんですけども、要因は。約3億4,100万円かな、増えていますよね、支出、予算額として。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 増えた要因といたしまして、水質浄化センターの改築更新工事の工事量が増えたということで支出が増えている形になります。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 3 時 2 6 分 休 憩

午後 1 3 時 2 9 分 開 議

○中島直樹委員長 再開します。

以上をもって本委員会の付託事件の審議は全て終了いたしました。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任を願います。

何かご意見等ありましたら事前に伝えていただければ、それを報告に反映できるように努めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 3 0 分 閉 会